

2025年調査用

経済産業省生産動態統計調査

金属製品・鑄鍛造品関係月報記入要領

[調査票番号]

2 2 1 0, 2 2 2 0, 2 2 5 0, 2 2 6 0, 2 2 7 0, 2 5 1 0,
2 5 2 0, 2 5 3 0, 2 5 4 0, 2 5 5 0, 2 5 6 0



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

2025 年 1 月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鋁 工 業 動 態 統 計 室

◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
・定義外の品目分を計上 ・定義内の品目分を未計上	調査票記入要領に記載してある調査品目の定義や品目例示、生産などの調査項目の定義を確認してください。 調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。
・海外生産分を生産に計上	本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「生産」には、海外に所在する関連企業の生産分を含めないでください。 ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。
・三国間貿易分を計上	海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。
・在庫量の推計	在庫には、月末の実在庫量を記入していただくのが原則です。 どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず定期的（四半期や半期など）に実在庫量を確認して報告してください。
・重複報告	自事業所（A工場）に他事業所（B工場）分を含めて報告している場合、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にかB工場も調査票を提出している、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。
・単位誤り	調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。
・月末従事者数の誤り	「事業所」の月末従事者数には、貴事業所に常時従事している全ての人数（生産及び管理などの業務に常時従事している人数）を記入します。 一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数を記入します。 したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。

また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

◆オンライン提出に関するQ & A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 ー①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者 ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ https://www.e-survey.go.jp/
A 1 ー②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書 28 ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL で提出してください。提出から約 2 週間後にログインのための調査対象者 ID・初期パスワードを郵送でお送りします。なお、オンライン提出の開始希望月を将来に設定された際には開始希望月付近で送付します。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excel のバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書 2 ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書 29 ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL まで提出してください。

【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

〔電話番号〕 03-3501-1090 〔E-MAIL〕 bzl-stats-info@meti.go.jp

経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外の Q&A も掲載しています。）

（URL） <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

ー お願ひ ー

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者 ID」や「パスワード」の情報は継続して使用いただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者 ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

金属製品・鋳鍛造品関係月報記入要領

目 次

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	1
5. 調査期日及び調査期間	2
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	2
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2

〔記入注意事項〕

1. 一般事項	3
2. コード欄の記入について	3
3. 一括事業所の調査票の記入について	4
4. 共通調査項目別事項	4
(1) 製品欄	4
(2) 原材料欄	6
(3) 労務欄	6
(4) 生産能力欄	7
(5) 備考欄	8

〔月報別記入注意事項〕

鉄構物及び架線金物月報（調査票番号2210）	9
ばね月報（調査票番号2220）	11
粉末や金製品月報（調査票番号2510）	12
鍛工品月報（調査票番号2520）	13
銑鉄鋳物月報（調査票番号2530）	14
可鍛铸铁及び精密鋳造品月報（調査票番号2540）	15
非鉄金属鋳物月報（調査票番号2550）	16
ダイカスト月報（調査票番号2560）	17

〔調査品目表〕	19
---------	----

調査票のオンライン提出について	25
-----------------	----

参 考 調査票様式

金属製品・鋳鍛造品関係月報記入要領

この記入要領は、金属製品・鋳鍛造品に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

1. 調査の目的

この調査は、鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基盤資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、金属製品・鋳鍛造品に関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所であって、第1表に掲げる従事者区分に該当する事業所（以下「工場」という。）が調査の対象となります。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

第1表 調査票・調査品目及び従事者区分

調 査 票 及 び 調 査 品 目	調査対象となる事業所の従事者規模区分
鉄構物及び架線金物月報（鉄 構 物）	50人以上
〃 （架線金物）	30人以上
ばね月報	〃
弁及び管継手月報	〃
空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報（作業工具）	20人以上
〃 （作業工具以外のもの）	30人以上
ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	50人以上
粉末や金製品月報（超硬チップを除く）	30人以上
鍛工品月報	20人以上
銑鉄鋳物月報	30人以上
可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	〃
非鉄金属鋳物月報（銅・銅合金鋳物）	10人以上
〃 （アルミニウム鋳物）	20人以上
ダイカスト月報	30人以上

4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応

しない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月15日までに1部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して12月に送付された、2025年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（25～29ページ）を参照してください。

7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

(1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に、その旨を連絡してください。

(2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。

(3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞にその旨を連絡し、指示に従ってください。

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞

電話：0120-172-938（通話料無料）

【受付時間】 平日 9:00～18:00（平日12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室

化学・金属班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話代表 03-3501-1511 内線 2866

〔記入注意事項〕

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。

数字は全て算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。

実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。

実績がない場合は空欄としてください。

(2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに「9. 調査票に関する連絡先」（2ページ参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. コード欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定のコード欄（年月分）に、例えば、1月～9月を01～09として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、「9. 調査票に関する連絡先」（2ページ参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に照会してください。

例えば、事業所番号が13（東京都）-00058015の場合は次のように記入します。

【記入例】

統計調査 番 号	調査票番号	年 月 分	事業所番号							
			都道府県	整理番号						
A 0 7	※※※※	2 0 2 5 0 1	1 3	0 0 0 5 8 0 1 5						

(3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。

(4) この調査票の作成年月日を調査票左下の所定箇所に記入してください。

3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。ただし、一括調査報告の指定内容は事業所毎に異なりますので、指定された内容をよく確認の上記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき記入事項（4. 共通調査項目別事項、月報別記入注意事項）を参照の上記入してください。

4. 共通調査項目別事項

次の調査項目別記入注意は、調査票共通の定義です。調査票の記入は、この定義によりますが、月報別記入注意事項（9 ページ以降）及び調査品目表（19 ページ以降）も必ず参照してください。

(1) 製 品 欄

① 生 産

調査期間中に国内にあるあなたの工場で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量及び生産金額を次により記入してください。ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. 製品とは、最終の社内検査又は立会検査を完了したものをいい、修理改造、再製品などは含めないでください。

イ. あなたの工場が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。この際、受託者側において生産金額（下請加工賃ではありません。）の評価が困難な場合には、委託者側と協議し、評価基準を設けて報告してください。

ウ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

エ. あなたの工場で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

オ. 生産金額は、生産者販売価格又は契約価格により評価した金額を記入してください。

ここでいう生産者販売価格又は契約価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛り（積下ろし料、倉庫料、港湾運送費、船積料）を除き、消費税を含めたものです。

なお、製品を包装又は梱包して出荷するものについては、その包装費又は梱包費は価格に含めてください。

② 受 入

調査期間中にあなたの工場又は倉庫に次の事由により受入れた製品の数量を記入してください。

なお、同一調査票に掲げる品目についての受入れがあった場合は、あなたの工場で生産していない品目であっても全て記入してください。ただし、受入欄のない調査票の場合は出荷及び在庫に含めて計上してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受入れたもの

エ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

③ 消 費

調査期間中にあなたの工場では他の製品の原材料、加工用（及び燃料）として消費した数量を記入してください。

なお、自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

④ 出 荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

（販 売）

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

ただし、委託者が同一調査票に掲げる品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ. 同一の調査票に掲げる品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

（そ の 他）

ア. 同一調査票に掲げる品目を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの

イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの

エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査票に掲げる品目を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

オ. 同一調査票に掲げる品目を生産している他企業に出荷したもので、転売することが明らかなもの

カ．自家使用したもの（自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）

キ．自己消費したもの（ただし、調査票に消費欄が設けられている場合は消費欄に計上してください。）

ク．受入れた製品を返品したもの

（販売金額）

販売金額は、生産金額と同一の基準（①－オ参照）で評価した金額を記入してください。

⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

なお、在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものも含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

また、1社1工場の場合、本社と工場が経理上区別していない倉庫は工場の所属とします。

注：製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

$$（前月末在庫＋生産＋受入）－（消費＋販売＋その他出荷）＝月末在庫$$

調査票に「受入」や「その他出荷」の項目が設けられていないこと、又は廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

（2） 原材料欄

当該品目群月間消費

この欄に記入が必要な月報は、銑鉄鋳物月報（2530）、可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報（2540）、非鉄金属鋳物月報（2550）及びダイカスト月報（2560）です。

調査期間中にあなたの工場で、調査品目の製品を生産するため、実際に消費した原材料の数量を次の点に注意して記入してください。

なお、委託者から供給を受けた原材料であっても消費に含めて記入してください。

- ① 消費量の記入が困難な場合は、製造工程へ投入するために倉庫から工場へ倉出しした数量を記入しても差し支えありません。
- ② 一貫工場又は兼営工場で2つ以上の品目群の製品を生産する場合には、それぞれの品目群に消費量を分割しますが、分割が困難な場合は、生産の割合（数量又は金額）、設備の割合又は原価計算を行う際の配賦割合などで配分しても差し支えありません。
- ③ ①又は②による場合は、備考欄にその旨を必ず注記してください。

（3） 労 務 欄

① 月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「当該品目部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

ア. 従事者とは次のものをいいます。

(ア) 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

(イ) 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などは（ア）に準じて扱います。

(ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

(エ) 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

イ. 「当該品目部門」の従事者とは、調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で配分してください。

ウ. 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあつて区分が困難な場合は含めても差し支えありません。

(4) 生産能力欄

この欄に記入が必要な月報は、鉄構物及び架線金物月報（2210）、ばね月報（2220）及びダイカスト月報（2560）です。

調査票所定の品目について、調査期間の末日現在におけるあなたの工場の月間生産能力を次の生産能力算定基準に従って記入します。なお、月間生産能力の把握が困難な工場は、年間（又は年度）生産能力の12分の1を記入してください。

① 生産能力一般算定基準

ア. 生産能力は、あなたの工場の生産諸条件が標準的な状態にある場合、その生産設備で生産可能な最大生産量（又は最大産出額）とします。同一の生産設備から当該品目以外の品目が生産される場合は、過去の生産構成などからできる限り当該品目の生産能力を割り出してください。

なお、生産設備以外で生産のネック要因になりうるものについては、生産能力算定にあたって、これを考慮してください。

イ. 生産設備の対象範囲は、原則としてあなたの工場の現有生産設備とします。ただし、将来破棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であつて、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。

ウ. 操業時間及び操業日数は、あなたの工場の標準的なものとします。一時的な需給関係による操業時間及び操業日数の変動や行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変化とみなし、生産能力算定にあたって、考慮しないでください。

エ. 労働力は、あなたの工場の生産設備（又は生産工程）に従事する標準的な人員とします。人員の一時的な変化は生産能力算定にあたって、考慮しないでください。

② 品目別生産能力算定基準

調査品目ごとの生産能力算定基準は、月報別記入注意事項の生産能力に示すとおりです。
具体的に条件設定がなされている品目（算式が示されているもの）については、それらの条件に基づいて生産能力を算定してください。

(5) 備考欄

- ① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などに、前月と比べ大幅な変動があった場合は、「〇〇〇向け需要増（又は需要減）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など、差し支えない範囲で主な理由を注記してください。
- ② 生産能力に変化があった場合は、「増設」、「設備廃棄」、「生産能力の見直し」などの区別を記入してください。

〔月報別記入注意事項〕

鉄構物及び架線金物月報（調査票番号：2210）

この調査票を提出する事業所は、以下の事業所です。

- (1) 鉄構物を生産している工場で工場全体の従事者50人以上の工場です。
- (2) 架線金物を生産している工場で工場全体の従事者30人以上の工場です。

なお、調査項目別に記入する場合は、**記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）**によりますが、次の記入注意事項も参照してください。

1. 「1. 製品」欄

製品は、原則として次の区分によって記入してください。

- (1) 橋りょうには、長期間に渡り製造する受注物件であっても、部分的に完成し、引渡ししたもの（工場から搬出したもの）を生産とし、生産量及び金額を記入してください。

なお、部分的に引渡しした製品の金額の記入が困難な場合は、受注額総額を完成時の重量と部分的製品重量との割合等によって^{あん}按分してください。

- (2) 鋼管には、ベンディングロールで成型したもの（ペンストック・ずい道管・沈埋管等）を記入してください。

- (3) 架線金物は、次の用途別区分によって記入してください。

送変電用 …………… 電線把持用、がい子金具連結用、防絡用、接続用、地中線用等

配電用 …………… 装柱用、配電線用、支線用、引込線用、地中線用等

通信線路用・電車線用 …… 装柱用、架空線用、支線用、屋外線用、地中線用等、ちょう架線用、接続用、分岐用、引止用、固定用、交さ用、調整用、区分用、支持用、き電線用等

2. 「4. 生産能力」欄

- (1) 生産能力一般算定基準については、「4. 共通調査項目別事項（4）生産能力欄」をご覧ください。

- (2) 品目別生産能力算定基準及び算式

品目名 鉄骨・軽量鉄骨・橋りょう

品目の範囲 : 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう

調査単位 : t

設備の対象範囲 : 生産工程（工場出荷まで）

1日の操業時間 : 労働協約時間

1か月の操業日数 : 年間労働協約日数×1／12

算式：

月間生産能力(t/月)

$$= \frac{\text{月間操業時間}}{\text{t当り標準作業時間}}$$

$$= \frac{\text{従事者数} \times \text{1日の操業時間} \times \text{1か月の操業日数}}{\text{直接工のt当り標準作業時間} \times \text{直接工の構成比} + \text{間接工のt当り標準作業時間} \times \text{間接工の構成比}}$$

(※1) (※2) (※2)

※1. 従事者数：直接工及び間接工の従事者で、管理職を除きます。

※2. 直接工と間接工の構成比：a + b = 1 とします。

※3. 各項目の係数は、各社の実情に従って設定し、定期的に見直しを行ってください。

ばね月報（調査票番号：2220）

この調査票を提出する事業所は、ばねを生産している工場で工場全体の従事者30人以上の工場です。

なお、調査項目別に記入する場合は、記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）によりますが、次の記入注意事項も参照してください。

1. 「1. 製品」欄

生産の「重量」とは、あなたの工場で新規材料から生産した金属ばねの重量をいいます。再生素材又は非金属ばね（ゴムばね、流体ばね、合成樹脂ばね等）は除きます。

2. 「4. 生産能力」欄

(1) 生産能力一般算定基準については、「4. 共通調査項目別事項 (4) 生産能力欄」をご覧ください。

(2) 品目別生産能力算定基準及び算式

① 品目名（品目の範囲） かさね板ばね

調査単位 : t
設備の対象範囲 : 熱処理炉
1日の操業時間 : 1人当り8時間
1か月の操業日数 : 延べ41日（2直制）
月間操業時間 : 1日の操業時間×1か月の操業日数

算式：月間生産能力（kg/月） $\overset{\text{※1}}{=}$ 1時間当りの熱処理能力×月間操業時間×0.85 $\overset{\text{※2}}$

※1. 単位は、kgで算出し、tで報告してください。

※2. 熱処理炉の適正稼働率を85%とします。

※3. 熱処理炉が複数ある場合は、それぞれの能力を算定して合算してください。

② 品目名（品目の範囲） 線ばね

調査単位 : t
設備の対象範囲 : 自動コイリングマシン（全て冷間成形加工ができるもの）
1日の操業時間 : 1人当り8時間
1か月の操業日数 : 21日
月間操業時間 : 1日の操業時間×1か月の操業日数

算式：月間生産能力（kg/月） $\overset{\text{※1}}{=}$ 1時間当りの自動コイリングマシンの処理能力×月間操業時間×0.75 $\overset{\text{※2}}$

※1. 単位は、kgで算出し、tで報告してください。

※2. 自動コイリングマシンの適正稼働率を75%とします。

※3. 同一機械で製品の形状、線の太さ等により能力が変わる場合には、その機械で成形可能な製品の平均重量と平均回転数を勘案して、能力を算定してください。

※4. 複数の自動コイリングマシンがある場合は、それぞれの能力を算定して合算してください。

粉末や金製品月報（調査票番号：2510）

この調査票を提出する事業所は、粉末や金製品（超硬チップを除く）を生産している工場です。
全体の従事者30人以上の工場です。

なお、調査項目別に記入する場合は、記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）によりますが、次の記入注意事項も参照してください。

1. 「1. 製品」欄

- (1) 生産にはあなたの工場又は企業内の他工場用に供されるものも含めて記入してください。
- (2) 用途別は、原則として次の区分によって記入してください。

① 輸送機械用

乗用車、バス、トラック、二輪自動車、自転車、産業用車両、鉄道車両、船舶、航空機

② その他用

ボイラ・原動機、土木建設・鉱山機械、金属工作・加工機械、繊維機械、風水力機械、運搬機械、化学機械、パルプ・製紙機械、農業用機械、動力伝導装置、印刷機械、ミシン、製材・木工機械、食料品加工機械、その他の一般機械器具、電動機、送配電機器、民生用電気機械、産業用電気機械、通信機械器具、電子機器部品、光学機械、武器、時計、測定機器・測量機器、その他

鍛工品月報（調査票番号：2520）

この調査票を提出する事業所は、鍛工品を生産している工場で工場全体の従事者20人以上の工場です。

なお、調査項目別に記入する場合は、記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）によりますが、次の記入注意事項も参照してください。

1. 「1. 製品」欄

- (1) 「鍛工品」とは、鋼半製品（ブルーム、ビレット）又は棒鋼、鋼板などの鋼材、アルミニウム及びその他非鉄金属の材料を、熱間又は冷間で鍛圧成形したものをいい、鋼塊（インゴット）を鍛造したものは含めないでください。
- (2) 生産の「重量」とは、あなたの工場で鍛造した鍛工品の打放し品の重量をいいます（打放し品とは、黒皮のままで、後処理を行わないものをいいます。）。
- (3) 「消費」とは、あなたの工場又は企業内の他の工場で加工して組立て用に供されるものをいい、その総量を記入してください。
- (4) 型鍛造品とは、金型を使用し鍛造したものをいいます。
- (5) 自由鍛造品とは、治工具を使用し鍛造したものをいいます。
- (6) リングロール品とは、ローリングミル機を使用し鍛造したものをいいます。
- (7) 冷間鍛造品とは、常温度で鍛造したものをいいます。
- (8) 用途別は、原則として次の区分によって記入してください。

① 産業機械・土木建設機械用

ボイラ及び原動機（鉄道用産業車両及び自動車用以外の陸用内燃機関を含む。）、金属工作機械、繊維機械、食料品加工用機械、包装機械、木材加工機械、パルプ・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、金属加工機械・鑄造装置、ポンプ・圧縮機・送風機、運搬機械、動力伝導装置、破碎機・摩砕機・選別機、化学機械、事務用機械、ミシン、軸受、冷凍機・冷凍機応用製品、自動販売機、ロボット、土木建設・鉱山機械・トラクタ、継手、バルブ、原子力機器、その他の産業機械器具（特掲機種を除く。）

② 自動車用

乗用車、トラック、バス、自動車用内燃機関、車体部品、二輪自動車、二輪自動車用内燃機関

③ 輸送機械用（自由鍛造品のみ）

自動車、産業用運搬車両（フォークリフト・無人搬送車を含む。）、自転車、港湾・船舶機器、鉄道用機器、航空機、その他の輸送機械器具向け

④ その他用

鉄系鍛工品は、産業機械・土木建設機械用、自動車用、輸送機械用以外向け
アルミニウム系鍛工品は、自動車用以外向け

銑鉄鋳物月報（調査票番号：2530）

この調査票を提出する事業所は、銑鉄鋳物を生産している工場で工場全体の従事者30人以上の工場です。

なお、調査項目別に記入する場合は、記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）によりますが、次の記入注意事項も参照してください。

1. 「1. 製品」欄

- (1) 生産の「重量」とは、あなたの工場で生産した鋳放し品の重量をいいます（鋳放し品とは、鋳造した製品から押湯、湯口、湯道切り及びバリ取りなどの鋳仕上げを行ったもので、熱処理、歪直しを施したものも含めます。）。
- (2) 銑鉄鋳物には、鋳鉄管並びに異形管は含めないでください。
- (3) 「消費」とは、あなたの工場又は企業内の他の工場で、加工組立て用に供されるものをいい、その総量を記入してください。
- (4) 銑鉄鋳物の販売には、鋳放し品のうち、あなたの工場又はあなたの企業の他工場加工組立て用に供されたものを除いて、あなたの工場から搬出された重量を記入してください。
- (5) 用途別は、原則として次の区分によって記入してください。

① 一般・電気機械用

ア 産業機械器具用

ボイラ及び原動機（鉄道、航空機及び自動車以外の陸用内燃機関を含む。）、食料品加工機械、木材加工機械、パルプ・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装機械、鋳造装置（鋳型、鋳型定盤を除く。）、ポンプ・圧縮機及び送風機、運搬機械、動力伝導装置、破碎機、摩砕機及び選別機、化学機械、冷凍機・冷凍機応用製品、自動販売機、事務用機械、ミシン、工業窯炉、その他の産業機械器具（特掲の機種を除く。）

イ 金属工作・加工機械用

金属工作機械、金属加工機械（ロールを除く。）

ウ その他の一般・電気機械用

農業用機械、漁具、繊維機械、バルブ・コック、土木建設・鉱山機械及びトラクタ、ロール、鋳型・鋳型定盤（鋳型定盤については製鉄鋼用に限る。）、その他の一般機械、回転電気機械、静止電気機械器具、民生用電気機械器具、配線及び電気照明器具、民生用電子機械器具、電子管、半導体素子、電子応用装置、電気計測器、その他の電気機械器具

② 輸送機械用

ア 自動車用

乗用車、トラック、バス、二輪自動車の内燃機関、車体、部品

イ その他用

産業用運搬車両、自転車（リヤカ部分を含む。）、鉄道車両、船舶、航空機

③ その他用

日用品（建築金物を含む。）、厨房品、家具類、消火器具・消火装置及び燃焼装置、機械工具、鉄管継手、作業工具、刃物類、精密測定器、試験機、測定・光学機械器具、武器、美術装飾品、金枠、その他

2. 「2. 原材料」欄

原材料の「返りくず」とは、自家発生湯道、湯口、押湯、湯ばり、不良品などで、溶解地金として用いられるものをいいます。

可鍛鑄鉄及び精密鑄造品月報（調査票番号：2540）

この調査票を提出する事業所は、可鍛鑄鉄及び精密鑄造品を生産している工場で工場全体の従事者30人以上の工場です。

なお、調査項目別に記入する場合は、記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）によりますが、次の記入注意事項も参照してください。

1. 「1-1. 製品」欄

- (1) 生産の「重量」とは、あなたの工場で生産した鑄放し品の重量をいいます（鑄放し品とは、鑄造した製品から押湯、湯口、湯道切り及びバリ取りなどの鑄仕上げを行ったもので、熱処理、歪直しを施したものも含めます。）。
- (2) 「消費」とは、あなたの工場又は企業内の他の工場で、加工組立て用に供されるものをいい、その総量を記入してください。

なお、可鍛鑄鉄では、機械加工などを行い、最終製品（例えば管継手・バルブなど）用に供されるものを記入してください。

- (3) 用途別は、原則として次の区分によって記入してください。

① ガスタービン用

発電用ガスタービン、船用ガスタービン・マイクロガスタービン

② 一般機械用

原子力発電用関連部品、ボイラ・原動機、油圧・空圧機器、建設機械、土木機械、鉱山機械、工作機械、農業機械、繊維機械、印刷機械、鉄道車両部品、建築用器具・部品、事務用機器、金型、工具、回転電気機械、配線器具、照明器具、民生用電気機械器具、通信機器、テレビ・ラジオ、電子応用装置、電気計測器、IT関連機器、その他の電気・電子機器及び一般機械

③ 自動車用

乗用車、バス、トラック、二輪自動車、車体部品

④ 航空機・武器用

航空機用内燃機関など、機体部品、武器

⑤ その他用の精密鑄造品

スポーツ・レジャー用品（ゴルフ、ヨット、登山関連部品など）、医療機器、その他上記以外のもの

2. 「2. 原材料」欄

原材料の「返りくず」とは、自家発生 of 湯道、湯口、押湯、湯ばり、不良品などで、溶解地金として用いられるものをいいます。

非鉄金属鋳物月報（調査票番号：2550）

この調査票を提出する事業所は、以下の事業所です。

(1) 銅・銅合金鋳物を生産している工場で工場全体の従事者10人以上の工場です。

(2) アルミニウム鋳物を生産している工場で工場全体の従事者20人以上の工場です。

なお、調査項目別に記入する場合は、**記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）**によりますが、次の記入注意事項も参照してください。

1. 「1. 製品」欄

(1) 生産の「重量」とは、あなたの工場で生産した鋳放し品の重量をいいます（鋳放し品とは、鋳造した製品から押湯、湯口、湯道切り及びバリ取りなどの鋳仕上げを行ったもので、熱処理、歪直しを施したものも含めます。）。

(2) 「消費」とは、あなたの工場又は企業内の他の工場で、加工組立て用に供されるものをいい、その総量を記入してください。

(3) 用途別は、原則として次の区分によって記入してください。

① 一般機械用

ア 産業機械器具用

ボイラ・原動機（鉄道車両・産業用車両・自動車以外）、土木建設・鉱山機械、金属工作機械、金属加工機械・鋳造装置、繊維機械、食料品加工機械、製材・木工機械、パルプ・製紙機械、印刷機械、ポンプ・圧縮機・送風機、運搬機械、化学機械、冷凍機・冷凍機応用製品、自動販売機、事務用機械、ミシン、その他の一般機械

イ 軸受メタル用

軸受メタル

ウ バルブコック用（管継手用を含む。）

バルブコック、管継手

② 輸送機械用

ア 自動車用

乗用車、トラック、バス、二輪自動車、自動車用内燃機関・車体・部品

イ その他の輸送機械用

産業用運搬車両、自転車、鉄道車両、船舶、航空機、その他の輸送機械

③ その他用

回転電気機械、静止電気機械器具、開閉制御装置、民生用電気機械器具、配線器具、電気照明器具、通信機械器具、民生用電子機械器具、電子管・半導体素子、電子応用装置、電気計測器、その他の電気機械器具

計量器・測定器・試験機、測量機械器具、光学機械器具、武器、建築用金物、日用品、ちゅう房品、家具類、その他（前記一般機械用・輸送機械用以外向けの銅・銅合金鋳物又はアルミニウム鋳物）

ダイカスト月報（調査票番号：2560）

この調査票を提出する事業所は、ダイカストを生産している工場で工場全体の従事者30人以上の工場です。

なお、調査項目別に記入する場合は、記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）によりますが、次の記入注意事項も参照してください。

1. 「1. 製品」欄

- (1) 生産の「重量」とは、あなたの工場で生産した鑄造品の重量をいいます（鑄造品とは、鑄造した製品から押湯、湯口、湯道切り及びバリ取りなどの鑄仕上げを行ったもので、熱処理、歪直しを施したものも含めます。）。
- (2) 「消費」とは、あなたの工場又は企業内の他の工場で、加工組立て用に供されるものをいい、その総量を記入してください。
- (3) 用途別は、原則として次の区分によって記入してください。

① 一般機械用

ボイラ・原動機（鉄道車両・航空機・自動車以外）、土木建設・鉱山機械、金属工作機械、金属加工機械・鑄造装置、繊維機械、食料品加工機械、木材加工機械、パルプ・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装機械、ポンプ・圧縮機・送風機、運搬機械、動力伝導装置、破砕機・磨砕機・選別機、化学機械、冷凍機・冷凍機応用製品、自動販売機、農業用機械器具、漁具、事務用機械、ミシン、工業窯炉、その他の一般機械

② 電気機械用

回転電気機械、静止電気機械器具、開閉制御装置、民生用電気機械器具、配線器具・電気照明器具、通信機械器具、民生用電子機械器具、電子管・半導体素子、電子応用装置、電気計測器、その他の電気機械器具

③ 自動車用

乗用車、トラック、バス、自動車用内燃機関・車体部品

④ 二輪自動車用

二輪自動車、二輪自動車用内燃機関

⑤ その他用

産業用運搬車両、自転車（リヤカ部品を含む。）、鉄道車両、精密測定器・試験機、測量・光学機械器具、日用品、ちゅう房品、家具類、消火器具・消火装置・燃焼装置、船舶、航空機、玩具、その他（前記一般機械用・電気機械用・自動車用・二輪自動車用以外向けのダイカスト）

2. 「4. 生産能力」欄

- (1) 生産能力一般算定基準については、「4. 共通調査項目別事項（4）生産能力欄」をご覧ください。

(2) 品目別生産能力算定基準及び算式

品目名 **ダイカスト**

品目の範囲 : ダイカスト

調査単位 : t

設備の対象範囲 : ダイカストマシン

1日の作業時間 : 12.5時間

1か月の作業日数 : 24日

$$\begin{aligned} \text{算式: ①アルミニウムダイカストマシン} \cdots \cdots P &= \sum_{n=1}^n (0.095F + \alpha) H \\ \text{②亜鉛ダイカストマシン} \cdots \cdots \cdots P &= \sum_{n=1}^n (0.120F + \beta) H \end{aligned}$$

P : 月間生産能力 (kg/月)

F : 保有マシンの型締力トン数

H : 月間作業時間 300時間

(1日の作業時間 × 1か月の作業日数)

α 、 β : 1時間当りのダイカストマシンの処理能力 (kg/h)

$$\alpha = 4.38 \quad \beta = 20.9$$

n : ダイカストマシンの保有台数

※1. 単位は、kgで算出し、tで報告してください。

※2. 銅及びその他の材質の製品の能力は、アルミニウム、亜鉛に準じて各社ごとに算定してください。

※3. 生産能力は、ダイカストマシンごとに算定して合算してください。

※4. α 、 β 、Hは定数ですので、調査月間に保有ダイカストマシンの型締力に変動(増減)があった場合のみ生産能力の記入数値が変わり、増減のない月は前月と同値になります。

〔調 査 品 目 表〕

注：調査品目表のなかで、※印のついた品目は、生産、販売及び在庫を調査している品目です。
したがって、この印が付されていない品目は生産のみ調査している品目です。

鉄構物及び架線金物月報（調査票番号：2210）

品 目 名	品目 番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数 量	重 量	容 量	
鉄 構 物					
鉄 骨	0101		t		形鋼、鋼板、鋼管、棒鋼などを加工したもの 主として軽量形鋼、棒鋼などを加工したもの
軽量鉄骨	0102		〃		
橋りょう（陸橋・水路橋・海洋橋等）	0103		〃		
鉄 塔（送配電用・通信用・照明用・広告用 等）	0104		〃		
水 門（水門巻上機を含む）	0105		〃		
鋼 管 〔ベンディングロールで成型したものに限る。 ペンストック・ずい道管・沈埋管等〕	0106		〃		
架線金物					
送変電用	0107	千 個			水門巻上機の場合は、機械器具月報 2080 の巻上機
〔電線把持用・がい子金具連結用・防絡用・接続 用・地中線用等〕					
配 電 用	0108	〃			
〔装柱用・配電線用・支線用・引込線用・地中線 用等〕					
通信線路用・電車線用	0109	〃			
〔装柱用・架空線用・支線用・屋外線用・地中線 用等〕 〔ちょう架線用・接続用・分岐用・引止用・固定 用・交さう・調整用・区分用・支持用・き電線 用等〕					
					（生産金額の単位は百万円）

ばね月報（調査票番号：2220）

※かさね板ばね	0101		kg		新規材料から生産したもので、再生品、又は 、非金属ばね（ゴムばね、流体ばね等）を除 く（以下の品目についても同様）。
※つるまきばね	0102		〃		
※ねじり棒ばね	0103		〃		
線 ば ね					
※ 自動車用（シート用ばねを除く）	0104		〃		鉄道車両、産業車両用を含む。 ぜんまいばねを含む。
※ その他の線ばね（機械用・シート用ばねを含む）	0105		〃		
※うす板ばね	0106		〃		
※ばね座金	0107		〃		（生産・販売金額の単位は千円）

弁及び管継手月報（調査票番号：2250）

品目名	品目番号	調査票の記入に使用する単位			備考
		数量	重量	容量	
バルブ及び cocks					
一般用バルブ及び cocks					
ステンレス鋼製（自動調整弁・高温高压弁を除く）	0101	個	kg		
鋳鋼・鍛鋼製（　　　　　　）	0102	〃	〃		
鋳鉄製（自動調整弁を除く）	0103	〃	〃		
青銅・黄銅製（　　　　　　）	0104	〃	〃		
高温高压弁 （自動調整弁を除き圧力6.5MPa以上で温度350℃以上のものに限る）	0105	〃	〃		高温高压弁とは温度と圧力の高い場合に使用され、減圧弁、安全弁、調整弁などで、蒸気用、石油用、化学用等に使用される。
自動調整弁					
自力式自動調整弁					
安全弁・スチームトラップ	0106	〃	〃		
その他の自力式	0107	〃	〃		
他力式自動調整弁					
電磁弁	0108	〃	〃		
その他の他力式	0109	〃	〃		
給排水栓類					
給水栓 （便器洗浄弁・ボールタップ・排水用トラップを含む）	0110	〃	〃		
止水栓・分水栓	0111	〃	〃		
管継手					
可鍛鋳鉄製（フランジ形を含む）	0112	千個	〃		可鍛鋳鉄から製造される管継手で、ガス、水道（給水）、蒸気等の配管用のもの
鋼管製（　　　　　　）	0113	〃	〃		鋼管を素材として曲加工又は成型プレス加工等により製造される管継手で、造船、石油精製等の配管用のもの
非鉄金属製（　　　　　　）	0114	〃	〃		鉄以外の金属製のもので主に銅及び銅合金から製造される管継手で主として給湯用等のもの
					（生産金額の単位は千円）

空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報（調査票番号：2260）

品目番号	品目名	調査票の記入に使用する単位			備考
		数量	重量	容量	
※空気動工具	0101	台			ハンマ、ドリル、グラインダ、インパクトレンチ、ドライバ、タッパ、サンダ、チェーンソ等で、圧縮空気で駆動される手持工具
作業工具					
※ レンチ・スパナ	0102	個			
※ プライヤ・ペンチ（ニッパー等を含む）	0103	〃			
※ ドライバ（硬鋼線使用のものに限る）	0104	〃			
※ その他の作業工具	0105	〃			金床、パイプねじ切器、ボルトクリッパ、パイプカッタ、手動研磨機、ラチェットボール、手廻しタッパホルダ、携帯電気ドリル用チャック、トーチランプ、ハンドドリル、ハンド溶接切断器、万力（クランプを含み、マシンバイスを除く。）等
※のこ刃	0106		kg		
機械刃物					
※ 鋼板せん断用刃物（シャープブレード）	0107		〃		
※ 合板機械用・木工機械用刃物	0108		〃		
※ その他の機械刃物	0109		〃		煙草用、製紙工業用、繊維工業用、紙裁断用
(生産・販売金額の単位は千円)					

ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報（調査票番号：2270）

品目名	品目番号	調査票の記入に使用する単位			備考
		数量	重量	容量	
ガス機器					都市ガス、プロパンガス、天然ガス用のものを含む。
※ ガスこんろ （液化石油ガスこんろ、普通鋳物製七輪を除く）	0101	台			液化石油ガスこんろ（液化石油ガスが充填された容器が器具の部品として設けられた構造のこんろをいう。内臓のガス容器でガスが自給できるので、卓上、野外など、どこでも手軽に持ち運びができる。組込型と直結型がある。）、普通鋳物製七輪は除く。 一口ガスこんろ（グリル兼用形・クッキングテーブル形を含む。） 二口以上のガスこんろ（キャビネット形のものを含む。） グリル付二口ガスこんろ（バーナが2個以上あり、グリル用バーナを備えたもので兼用バーナのものを含む。） 二口以上のガスこんろ（バーナを2個以上有するが、グリルバーナを備えないもの）
ガス湯沸器					
※ 瞬間形（元止式（給湯配管の出来ないもの））	0102	〃			
※ 瞬間形（先止式（給湯配管の出来るもの））・貯湯形（貯蔵形を含み、伝熱面積8㎡以下で0.1MPa以下のもの）	0103	〃			
※ ガス温水給湯暖房機 （伝熱面積8㎡以下で0.1MPa以下及び伝熱面積2㎡以下で0.2MPa以下のもの）	0104	〃			給湯配管し、給湯・暖房できる能力を備えたもの（暖房専用のものを含む。）
※ ガス風呂がま（バーナー付の一体のものを含む）	0105	〃			
※ ガス温風暖房機（暖房方式が強制対流のもの）・ガスストーブ（排気筒のないもの）	0106	〃			強制給排気式ガス温風暖房機で冷却機能を有しているものは機械器具月報2180の冷凍機応用製品 対流ファン付きのもの（ガスファンヒータ等）も含む。
石油機器					
石油ストーブ					
※ しん式（排気筒のないもの）	0107	〃			
※ 気化式（排気筒のないもの）	0108	〃			ファンヒータ
※ 石油温風暖房機（強制給排気・排気式）	0109	〃			暖房方式が強制対流のもの 強制給排気式石油温風暖房機で冷却機能を有しているものは機械器具月報2180の冷凍機応用製品
石油温水給湯暖房機 （伝熱面積8㎡以下で圧力0.1MPa以下及び伝熱面積2㎡以下で0.2MPa以下のもの）					
※ 石油小形給湯機 （急速加熱方式で熱交換器容量30ℓ以下のもの）	0110	〃			
※ 石油温水給湯機 （上記以外の暖房・給湯に用いる石油温水小型ボイラのもの）	0111	〃			
※ 太陽熱温水器	0112	〃			住宅の屋根などに設置し、太陽熱により水を温めて給湯するユニット型の温水器でくみ置形、自然循環形のもの （生産・販売金額の単位は百万円）

粉末や金製品（超硬チップを除く）月報（調査票番号：2510）

品 目 名	品目 番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
機械材料					
軸受合金	0101～0102		kg		} 輸送機械用、その他用
機械部品	0103～0104		〃		
摩擦材料	0105		〃		ブレーキ用、クラッチ用等
電気接点	0106		〃		電気遮断器用、開閉器用、継電器用等
磁性材料					
硬 質	0107		〃		永久磁石、焼結磁石等
軟 質	0108		〃		磁 心 等
その他の粉末や金製品（超硬チップを除く）	0109		〃		集電材料（集電ブラシ、パンタグラフのすり板等）、電球・真空管材料を含む。
					（生産金額の単位は千円）

鍛工品月報（調査票番号：2520）

					製造法別及び用途別に調査します。
鉄 系					（生産金額の単位は千円）
熱間鍛造品					
型鍛造品	0101～0103		t		産業機械・土木建設機械用、自動車用、その他用の型鍛造品
自由鍛造品	0104～0106		〃		産業機械・土木建設機械用、輸送機械用、その他用の自由鍛造品
リングロール品	0107～0109		〃		産業機械・土木建設機械用、自動車用、その他用のリングロール品
冷間鍛造品	0110～0111		〃		自動車用、その他用の冷間鍛造品
鉄系計（消費）	0112		〃		
アルミニウム系					（生産金額の単位は千円）
熱間鍛造品	0113～0114		kg		自動車用、その他用の熱間鍛造品
冷間鍛造品	0115～0116		〃		自動車用、その他用の冷間鍛造品
アルミニウム系計（消費）	0117		〃		

銑鉄铸件月報（調査票番号：2530）

					用途別に調査します。
※銑鉄铸件（球状黒鉛铸铁を除く）	0101～0106		t		（生産金額の単位は百万円）
					一般・電気機械用
					産業機械器具用、金属工作・加工機械用、その他の一般・電気機械用
					輸送機械用
					自動車用、その他の輸送機械用
					その他用の銑鉄铸件
銑鉄铸件(球状黒鉛铸铁を除く)計（消費・販売・在庫）	0107		〃		
※球状黒鉛铸铁	0108～0113		〃		（生産金額の単位は百万円）
					一般・電気機械用
					産業機械器具用、金属工作・加工機械用、その他の一般・電気機械用
					輸送機械用
					自動車用、その他の輸送機械用
					その他用の球状黒鉛铸铁
球状黒鉛铸铁計（消費・販売・在庫）	0114		〃		

可鍛鑄鉄及び精密鑄造品月報（調査票番号：2540）

品目名	品目番号	調査票の記入に使用する単位			備考
		数量	重量	容量	
可鍛鑄鉄	0101		t		（生産金額の単位は千円）
精密鑄造品	0102～0106		kg		用途別に調査します。 （生産金額の単位は千円） ガスタービン用、一般機械用、自動車用、航空機・武器用、その他用の精密鑄造品
精密鑄造品計（消費）	0107		〃		
精密鑄造品材質別生産内訳					
鑄鉄・合金鋼・炭素鋼	0121		〃		
アルミニウム合金	0122		〃		
その他の非鉄合金	0123		〃		銅合金を含む。

非鉄金属鑄物月報（調査票番号：2550）

銅・銅合金鑄物	0101～0105		kg		用途別に調査します。 （生産金額の単位は千円） 一般機械用（産業機械器具用、軸受メタル用、バルブコック用（管継手用を含む。））、輸送機械用、その他用の銅・銅合金鑄物
銅・銅合金鑄物計（消費）	0106		〃		
アルミニウム鑄物	0107～0110		〃		（生産金額の単位は千円） 一般機械用、輸送機械用（自動車用、その他の輸送機械用）、その他用のアルミニウム鑄物
アルミニウム鑄物計（消費）	0111		〃		

ダイカスト月報（調査票番号：2560）

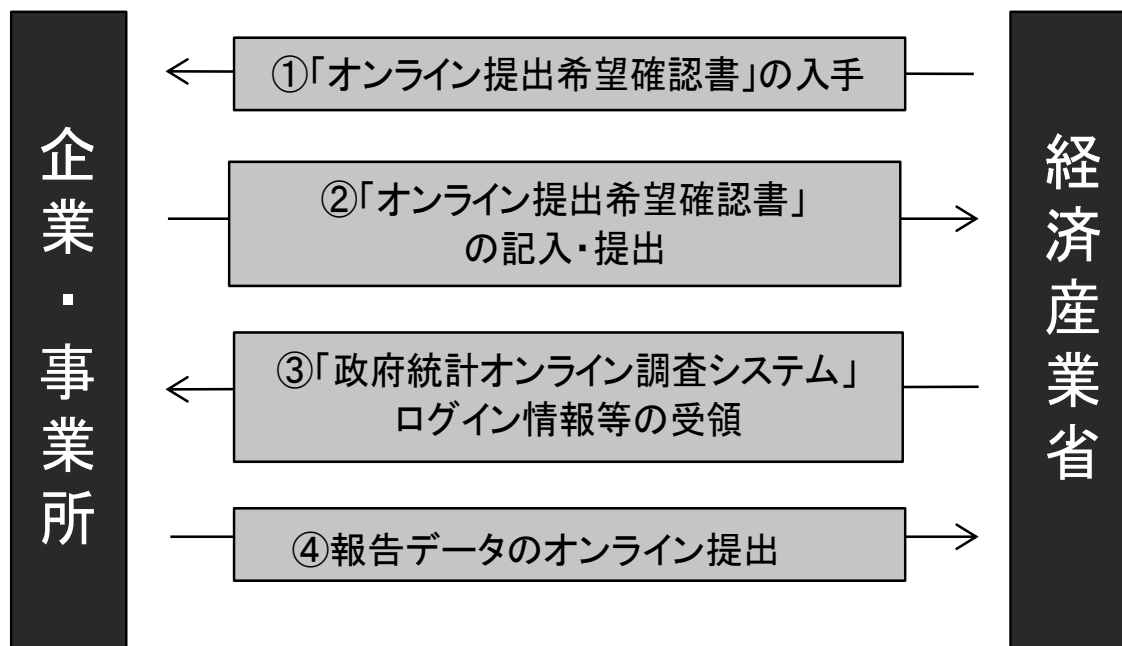
アルミニウム	0101～0105		kg		用途別に調査します。 （生産金額の単位は千円） 一般機械用、電気機械用、自動車用、二輪自動車用、その他用のアルミニウム
アルミニウム計（消費）	0106		〃		
亜鉛	0107～0108		〃		用途別に調査します。 （生産金額の単位は千円） 自動車用、その他用の亜鉛
亜鉛計（消費）	0109		〃		
その他	0110		〃		（生産金額の単位は千円） アルミニウム、亜鉛ダイカスト以外のダイカストを調査します。

調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

システム利用手続きの流れ



（１）システム利用に関する手続きの流れ（※）

①「オンライン提出希望確認書」の入手

２８ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】（※）の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式（Excel 形式）の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」→ 「オンラインによる統計報告」→ 「２．オンライン提出希望確認書」

②「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へ E-MAIL 又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

③「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者 ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者 ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となっています。

(2) オンライン提出希望確認書記入要領

① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、27 ページで確認してください。

③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1 事業所の調査票番号を 1 行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2 枚目以降に記入してください。

(3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、29 ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

(4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511（代表）

企画調整班 2861～2862（内線）

(5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090（直通）

E-MAIL：bzl-stats-info@meti.go.jp

【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

●システム環境（2024年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1） Windows 10（※1）	Firefox 130 Google Chrome 128 Microsoft Edge 128	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 14.6	Safari 17	—

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。

また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・「このファイルのソースが信頼できないため、Microsoft によりマクロの実行がブロックされました。」と表示された場合は以下の URL に対処法の記載があります。

https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk

●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



政府統計オンライン調査システム

オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 新規届 】

記入日：_____

オンライン開始希望時期	年 月分の提出から
-------------	-----------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 変 更 届 】

記入日：_____

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



経済産業省生産動態統計調査
鉄構物及び架線金物月報
(2025年 月分)

基幹統計 経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品			生産	
品目	項目		重量・数量	金額(百万円)
			A	B
鉄構物	鉄骨	0101	t	
	軽量鉄骨	0102	t	
	橋りょう (陸橋・水路橋・海洋橋等)	0103	t	
	鉄塔 (送配電用・通信用・照明用・広告用等)	0104	t	
	水門(水門巻上機を含む)	0105	t	
	鋼管 (ベンディングロールで成型したものに限り。 ペンストック・ずい道管・沈埋管等)	0106	t	
架線金物	送変電用 (電線把持用・がい子金具連結用・ 防絡用・接続用・地中線用等)	0107	千個	
	配電用 (装柱用・配電線用・支線用・ 引込線用・地中線用等)	0108	千個	
	通信線路用・電車線用 (装柱用・架空線用・支線用・屋外線用・地中線用等) (ちよう架線用・接続用・分岐用・引止用・固定用・ 交さし用・調整用・区分用・支持用・き電線用等)	0109	千個	

3. 労務		(単位:人)
区分		月末従事者数
		A
鉄構物及び架線金物部門	0301	
事業所	0302	

4. 生産能力		(単位:t)
区分		月間生産能力
		A
鉄骨・軽量鉄骨・橋りょう	0401	

注. 鉄骨、軽量鉄骨及び橋りょうの月間生産能力については記入要領に具体的な能力算定基準の条件設定がなされていますので、それを参照してください。

(備考)

企業名		本社又は本店所在地	(〒 -) 電話 (- -)
事業所名		事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名		作成者の所属部署名及び氏名	電話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号			
A07	2210	2025	都道府県	整理番号		
法人番号						

令和 4. 12 改正

経済産業省 (鉱工業動態統計室)

1. 製品		品						
項目		生産		受入	出荷			月末在庫
					販売		その他	
		重量 (kg)	金額 (千円)	重量 (kg)	重量 (kg)	金額 (千円)	重量 (kg)	重量 (kg)
品目		A	B	C	D	E	F	G
かさね板ばね		0101						
つるまきばね		0102						
ねじり棒ばね		0103						
線ばね	自動車用 (シート用ばねを除く)	0104						
	その他の線ばね (機械用・シート用ばねを含む)	0105						
うす板ばね		0106						
ばね座金		0107						

3. 労務		(単位:人)	4. 生産能力		(単位:t)	備考
区分		月末従事者数	区分		月間生産能力	
		A			A	
ばね部門	0301		かさね板ばね (熱処理炉の能力)	0401		
事業所	0302		線ばね (自動コイルングマシンの能力)	0402		

注. ばねの月間生産能力は記入要領に具体的な能力基準の条件設定がなされています。それらに基づいて算出した数値を記入してください。

企業名		本社又は本店所在地	(〒 -) 電話 (- -)
事業所名		事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名		作成者の所属部署名及び氏名	電話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号			
A07	2220	2025	都道府県	整理番号		
法人番号						



政府統計



経済産業省生産動態統計調査
弁 及 び 管 継 手 月 報
(2025年 月分)

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品				品								
品 目				項 目		生 産 数 量			生 産 重 量 (kg)		生 産 金 額 (千円)	
				A		B		C				
バルブ 及び コック 弁 コック 弁 類	一般用 バルブ 及び コック	ステンレス鋼製 (自動調整弁・高温高压弁を除く)		0101	個							
		鋳鋼・鍛鋼製 (ヶ)		0102	個							
		鋳鉄製 (自動調整弁を除く)		0103	個							
		青銅・黄銅製 (ヶ)		0104	個							
	高温高压弁 (自動調整弁を除き圧力 6.5MPa 以上で温度 350℃ 以上のものに限る)			0105	個							
	自動調整 弁	自力式	安全弁・スチームトラップ		0106	個						
			その他の自力式		0107	個						
		他力式	電 磁 弁		0108	個						
			その他の他力式		0109	個						
	給排水 栓類	給 水 栓 (便器洗浄弁・ボールタップ・排水用トラップを含む)		0110	個							
		止 水 栓 ・ 分 水 栓		0111	個							
管 継 手	可鍛鋳鉄製 (フランジ形を含む)		0112	千個								
	鋼 管 製 (ヶ)		0113	千個								
	非鉄金属製 (ヶ)		0114	千個								

3. 労 務		(単位：人)	(備 考)
区 分	番号	月 末 従 事 者 数 A	
弁 及 び 管 継 手 部 門	0301		
事 業 所	0302		

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 名 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	2 2 5 0	2 0 2 5	都道府県 整 理 番 号
法人番号			

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省 (鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査
空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報
(2025年 月分)

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品			生 産		販 売		月 末 在 庫
品 目			数量・重量	金額 (千円)	数量・重量	金額 (千円)	数量・重量
			A	B	C	D	E
空 気 動 工 具		0101	台		台		台
作 業 工 具	レ ン チ ・ ス パ ナ	0102	個		個		個
	プ ラ イ ヤ ・ ペ ン チ (ニ ッ パ ー 等 を 含 む)	0103	個		個		個
	ドライバ(硬鋼線使用のものに限る)	0104	個		個		個
	その他の作業工具(注を参照)	0105	個		個		個
の こ 刃		0106	kg		kg		kg
機 械 刃 物	鋼板せん断用刃物(シャープブレード)	0107	kg		kg		kg
	合板機械用・木工機械用刃物	0108	kg		kg		kg
	そ の 他 の 機 械 刃 物	0109	kg		kg		kg

注：その他の作業工具には、金床、パイプねじ切器、ボルトクリッパ、パイプカッタ、手動研磨機、ラチェットボール、手廻しタップホルダ、携帯電気ドリル用チャック、トーチランプ、ハンドドリル、ハンド溶接切断機、万力（クランプを含み、マシンバイスを除く）等が含まれる。

3. 労 務		(単位：人)		(備 考)
区 分		月 末 従 事 者 数		
		A		
空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物部門		0301		
事 業 所		0302		

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 名 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 氏 名 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号							
A:07	2260	2025								
		法人番号								

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省 (鋳工業動態統計室)



ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報

基 經 濟 產 業	幹 省 生 產 動 態 統 計
提 出 先	經 濟 產 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 數	1 部

1. 製 品			生 産		受 入	出 荷			月 末 在 庫
項 目 品 目			数 量(台)	金 額(百万円)	数 量(台)	販 売		そ の 他	
						数 量(台)	金 額(百万円)		
			A	B	C	D	E	F	G
ガ ス 機 器	ガ ス こ ん ろ (液化石油ガスこんろ、普通鋳物製七輪を除く)		0101						
	湯沸器	瞬 間 形 (元 止 式 (給 湯 配 管 の 出 来 な い も の))	0102						
		瞬 間 形 (先 止 式 (給湯配管 の 出 来 る も の)) ・ 貯 湯 形 (注 1)	0103						
		ガ ス 温 水 給 湯 暖 房 機 (注 2)	0104						
	ガ ス 風 呂 が ま (バーナー付の一体のものを含む)		0105						
	ガ ス 温 風 暖 房 機 (暖房方式が強制対流の もの)・ガ ス ス ト ー プ (排気筒のないもの)		0106						
石 油 機 器	石 油 ス ト ー プ	し ん 式 (排気筒のないもの)	0107						
		気 化 式 (排気筒のないもの)	0108						
	石 油 温 風 暖 房 機 (強制給排気・排気式)		0109						
	石 油 温 水 給 湯 暖 房 機 (注 2)	石 油 小 形 給 湯 機 (注 3)	0110						
		石 油 温 水 給 湯 機 (注 4)	0111						
太 陽	熱 温 水 器		0112						

3. 労 務		(単位:人)
区 分		月 末 従 事 者 数
		A
ガス機器、石油機器 及び太陽熱温水器部	0301	
事業所	0302	

注1. 貯蔵形を含み、伝熱面積8㎡以下で0.1MPa以下のもの。
注2. 伝熱面積8㎡以下で0.1MPa以下及び伝熱面積2㎡以下で0.2MPa以下のもの。
注3. 急速加熱方式で熱交換器容量 30 ℓ 以下のもの。
注4. 0110以外の暖房・給湯に用いる石油温水小型ボイラのもの。

(備考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名		事業所所在地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作成者の所属 部 署 名 署 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年	月	分	事業所番号				
A07	2270	2025			都道府県	整理番号			
		法人番号							

経 済 産 業 省 (鋁工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査
粉末や金製品月報(超硬チップを除く)
(2025年 月分)

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品				生 産	
品 目	項 目 用 途 別			重 量 (kg)	金 額 (千円)
				A	B
機 械 材 料	軸受合金	輸 送 機 械 用	0101		
		そ の 他 用 の 軸 受 合 金	0102		
	機械部品	輸 送 機 械 用	0103		
		そ の 他 用 の 機 械 部 品	0104		
	摩 擦 材 料		0105		
電 気 接 点			0106		
磁 性 材 料	硬 質		0107		
	軟 質		0108		
その他の粉末や金製品（超硬チップを除く）			0109		

3. 労 務		(単位：人)
区 分		月 末 従 事 者 数
		A
粉 末 や 金 製 品 部 門	0301	
事 業 所	0302	

備 考（数値に大きな変動があった場合は、その理由等も記入してください。）

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	2 5 1 0	2 0 2 5	都道府県 整 理 番 号
法人番号			

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省（鉱工業動態統計室）



政府統計



経済産業省生産動態統計調査

鍛 工 品 月 報

(2025年 月分)

基 幹 統 計	
経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品				生 産		消 費
品 目	項 目			重 量	金 額 (千円)	重 量
	用 途 別			A	B	C
鉄 系	熱 鍛 造 品	産業機械・土木建設機械用	0101	t		
		自動車用	0102	t		
		その他の熱鍛造品	0103	t		
	自由鍛造品	産業機械・土木建設機械用	0104	t		
		輸送機械用	0105	t		
		その他の自由鍛造品	0106	t		
	リングロール品	産業機械・土木建設機械用	0107	t		
		自動車用	0108	t		
		その他のリングロール品	0109	t		
	冷鍛造間品	自動車用	0110	t		
		その他の冷間鍛造品	0111	t		
	計		0112			t
アルミニウム系	熱鍛造間品	自動車用	0113	kg		
		その他の熱間鍛造品	0114	kg		
	冷鍛造間品	自動車用	0115	kg		
		その他の冷間鍛造品	0116	kg		
	計		0117			kg

3. 労 務		(単位：人)		備 考 〔数値に大きな変動があった場合〕 その理由等も記入してください。〕
区 分		月 末 従 事 者 数		
		A		
鍛 工 品 部 門	0301			
事 業 所	0302			

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 氏 名 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	2 5 2 0	2 0 2 5	都道府県 整 理 番 号
法人番号			

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省 (鋳工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査

鋳鉄物月報

(2025年 月分)

基幹統計 経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品			生産		消費	販売	月末在庫
品目	用途別		重量(t)	金額(百万円)	重量(t)	重量(t)	重量(t)
			A	B	C	D	E
鋳鉄物(球状黒鉛鋳鉄を除く)	一般電気機械用	産業機械器具用	0101				
		金属工作・加工機械用	0102				
		その他の一般・電気機械用	0103				
	輸送機械用	自動車用	0104				
		その他の輸送機械用	0105				
	その他の用鋳鉄物		0106				
	計		0107				
球状黒鉛鋳鉄	一般電気機械用	産業機械器具用	0108				
		金属工作・加工機械用	0109				
		その他の一般・電気機械用	0110				
	輸送機械用	自動車用	0111				
		その他の輸送機械用	0112				
	その他の用球状黒鉛鋳鉄		0113				
	計		0114				

2. 原材料			(単位:t)
項目			当該品目群月間消費
原材料名			A
鉄	鉄	0201	
鉄	くず	0202	
鋼	くず	0203	
返り	くず	0204	

3. 労務		(単位:人)
区分		月末従事者数
		A
鋳鉄物部門	0301	
事業所	0302	

備考(数値に大きな変動があった場合は、その理由等も記入してください。)

企業名	本社又は本店所在地	(〒 -) 電話(- -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者の所属部署及び氏名	電話(- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号			
			都道府県	整理番号		
A07	2530	2025				
法人番号						

令和4.12改正

経済産業省(鋳工業動態統計室)



可鍛鑄鉄及び精密鑄造品月報

(2025年 月分)

基 經 濟 產 業 省	幹 生 產 動 態 統 計
提 出 先	經 濟 產 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1-1. 製品			生産		消費
項目 品目・用途別			重量	金額(千円)	重量
			A	B	C
可鍛鉄	0101	t		t	
精密鑄造品	ガスタービン用	0102	kg		
	一般機械用	0103	kg		
	自動車用	0104	kg		
	航空機・武器用	0105	kg		
	その他の精密鑄造品	0106	kg		
	計	0107			kg

1－2. 材 質 別 生 産 内 訳			3. 労 務		(単位：人)
区 分			重 量 (kg)	区 分	月 末 従 事 者 数
			A		A
精密鑄造品	鑄鉄・合金鋼・炭素鋼	0121		可 鍛 鑄 鉄 部 門	0301
	アルミニウム合金	0122		精密鑄造品部門	0302
	その他の非鉄合金	0123		事 業 所	0303

2. 原 材 料			(単位：t)
原 材 料 名			当該品目群月間消費
			A
可鍛鑄鉄用	鉄	0201	
	銅	0202	
	返り	0203	

備考（数値に大きな変動があった場合は、その理由等も記入してください。）

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名		事業所所在地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作成者の所属 部 署 名 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年	月	分	事業所番号			
					都	道	府	県
A07	2540	2025						
		法人番号						

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省 (鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査
非鉄金属铸件月報
(2025年 月分)

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品			生 産		消 費
品 目	項 目 用 途 別		重 量(kg) A	金 額(千円) B	重 量(kg) C
銅・銅合金铸件	一般機械用	産業機械器具用 0101			
		軸受メタル用 0102			
		バルブコック用 (管継手用を含む) 0103			
	輸送機械用 0104				
	その他の銅・銅合金铸件 0105				
	計 0106				
アルミニウム铸件	一般機械用 0107				
	輸送機械用	自動車用 0108			
		その他の輸送機械用 0109			
	その他のアルミニウム铸件 0110				
	計 0111				

2. 原 材 料		(単位: kg)
項 目		当該品目群月間消費
原材料名		A
銅合金地金	0201	
アルミニウム合金新地金	0202	
アルミニウム二次合金地金	0203	

注. アルミニウム合金新地金の消費には、シルミン等の軽合金を含めてください。

3. 労 務		(単位: 人)
区 分		月 末 従 事 者 数
		A
非鉄金属铸件部門	0301	
事業所	0302	

備 考 (数値に大きな変動があった場合は、その理由等も記入してください。)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	2 5 5 0	2 0 2 5	都道府県 整 理 番 号
		法人番号	

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省 (鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査
ダ イ ス ト 月 報
(2025年 月分)

基 經 濟 產 業 省 生 產 動 態 統 計	幹 統 計
提 出 先	經 濟 產 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 數	1 部

1. 製品			品			
品 目	項 目 用 途 別		生 産		消 費	
			重 量 (kg)	金 額 (千円)	重 量 (kg)	
			A	B	C	
アルミニウム	一 般 機 械 用	0101				
	電 気 機 械 用	0102				
	自 動 車 用	0103				
	二 輪 自 動 車 用	0104				
	その他用のアルミニウム	0105				
	計	0106				
亜鉛	自 動 車 用	0107				
	そ の 他 用 の 亜 鉛	0108				
	計	0109				
そ の 他	0110					

2. 原 材 料		(単位: kg)
項 目		当該品目群月間消費
原材料名		A
アルミニウム合金新地金	0201	
アルミニウム二次合金地金	0202	
マグネシウム合金地金	0203	
亜鉛合金新地金	0204	
亜鉛二次合金地金	0205	
銅合金地金	0206	

3. 労 務		(単位:人)
区 分		月 末 従 事 者 数
		A
ダイカスト部門	0301	
事業所	0302	

4. 生産能力		(単位: t)
区分		月間生産能力
		A
ダイカスト	0401	

注. ダイカストの月間生産能力は記入要領に具体的な能力算定基準の条件設定がなされています。それらに基づいて算出した数値を記入してください。

備考（数値に大きな変動があった場合は、その理由等も記入してください。）

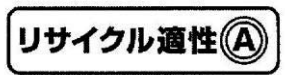
企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電話 (- -)
事 業 所 名		事業所所在地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作成者の所属 部 署 名 及 び 氏 名	電話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年	月	分	事業所番号			
					都道府県	整理番号		
A07	2560	2025						
		法人番号						

令和 4. 12 改正

經 濟 產 業 省 (鉦工業動態統計室)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。